災害で実施するガードレール設置の取り扱いについて

技術基準の種類:設計・施工
通知日　　:昭和62年10月27日

事　務　連　絡
昭和62年10月27日

各土木事務所　工務第一課長
　　工務第二課長　殿

河川課課長補佐
道路課課長補佐

災害で実施するガードレール設置の取り扱いについて

このことについて、災害査定設計書の作成にあたっては別紙のとおりでありますので留意してください。
なお、各管内市町村についても指導方よろしくお願いします。

（別紙）

災害復旧工法の留意点について

1　在来が土羽でガードレールを有する場合

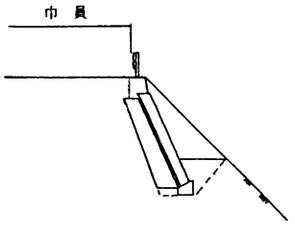

○ブロック積工法で申請する場合ガードレールはコンクリート用とする。（在来ガードレールはスクラップとする）

2　路肩にガードレールが無い場合

（１）　法面に木等が有りガードレールの役目を果たしたている場合

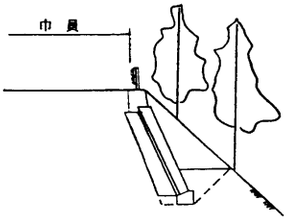

○ブロック積工法で申請する場合ガードレールを含めて申請する。

（２）　法面が盛土（筋芝）であった場合

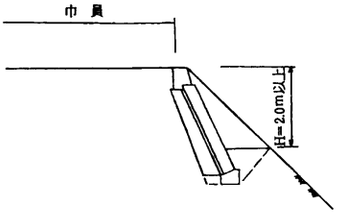

○ブロック積工法で申請する場合H＝2.0m 以上となる場合はガードレール基礎のみを申請し、ガードレールは別途費で設置する。

＊総合単価で申請する場合は、ガードレール基礎を図示しブロック平米数量に取り込んで計上する。